

特集

新型コロナウイルス感染症の影響による対応・施策について～労働編～

新型コロナウイルス感染症にかかる影響を踏まえて、国による様々な対応・施策が出ております。今回は、労働保険及び従業員に関連する情報をピックアップしてご紹介します。詳細やご相談は、最寄り商工会及びハローワークへお問い合わせください。



雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）・緊急雇用安定助成金の支給申請がこれまでより簡単に！

＜小規模事業者向け！簡素になったポイント！＞

- ① 実際の休業手当額による助成額の算定
- ② 休業等計画届け出の提出が不要に
- ③ 助成額の算定方法の簡素化

＜対象従業員＞ 雇用調整助成金：雇用保険被保険者
緊急雇用安定助成金：雇用保険被保険者ではない従業員



↑マニュアルや様式はこちらから



令和2年度労働保険料等の申告・納付期限（年度更新期間）延長！

＜申告期限＞

従来	延長後
令和2年6月1日～同年7月10日	令和2年6月1日～ <u>同年8月31日</u>

＜納期限＞

	従来	延長後
全期・1期	令和2年7月10日	<u>令和2年8月31日</u>

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりです。

	個別事業場	事務組合
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日



労働保険料等の納付猶予（1年間）の特例 ※担保の提供は不要、延滞金もかかりません！

＜猶予の要件＞ ※以下いずれも満たす事業主が対象

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること
- ③ 申請書が提出されていること

＜猶予対象となる労働保険料等＞

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等



↑様式や申請方法ははこちらから

「小規模事業者持続化補助金（一般型、コロナ特別対応型）」通年公募しています！

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部（補助率 2/3、50 万円上限）を補助するものです。

持続化補助金 Q & A



Q 公募スケジュールは？

A. 【一般型】

- 2 回締切：令和 2 年 6 月 5 日（金）
- 3 回締切：令和 2 年 10 月 2 日（金）
- 4 回締切：令和 3 年 2 月 5 日（金）

【コロナ特別対応型】

- 2 回締切：令和 2 年 6 月 5 日（金）
- 3 回締切：令和 2 年 8 月 7 日（金）
- 4 回締切：令和 2 年 10 月 2 日（金）

※申請締切日前、10 ヶ月以内に同一事業の採択決定及び交付決定を受けた**事業者は対象外**です。

Q コロナ特別対応型とは？

A. 補助上限が 100 万円に！前年同月比▲ 20%以上減少した小規模事業者は、補助金交付決定と同時に、概算払いによって交付決定額の 1/2（最大 50 万円）を即時支給！また、2 月 18 日以降に実施した取組まで遡及し補助！

【申請要件】

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、具体的な対策（以下、A～C の要件のいずれか）の補助対象経費の 1/6 以上が、合致する投資に取り組む事業者が対象。

- A：サプライチェーンの毀損への対応**
- B：非対面型ビジネスモデルへの転換**
- C：テレワーク環境の整備**

Q 事業再開枠とは？



A. 一般型・コロナ特別対応型の中に、新たに追加された**感染防止対策の取組**が補助対象経費として認められます！
 （例）消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他の衛生管理費用、PR 費用等

公募要領や様式は、**三重県商工会連合会 HP をチェック↓**



【一般型】



【コロナ特別対応型】

【法務】リーガルサポート

三重県商工会連合会では、会員事業所の抱える経営上の法律課題を解決することを目的に、弁護士による無料相談会を実施しています。開催時間は 10:00～17:00（原則 1 事業所 1 時間）。利用相談やご予約は、最寄り商工会へお問い合わせください。

開催場所	開催日
三重県商工会連合会（津市）	6/9（火）6/26（金） 7/1（水）7/16（木）7/29（水）
北部経営支援センター（いなべ市）	6/2（火）7/22（水）
多気町商工会館	6/19（金）
玉城町商工会館	7/10（金）

【金融】金利情報

商工会では、商工会の経営指導を 6 か月以上受けた小規模事業者に対し「無担保・無保証人」で、日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金（マル経）融資制度にて金融支援を行っています。令和 2 年 5 月 1 日現在の年利は 1.21% です。
 ※コロナウイルス対策は、この金利から▲0.9%引き下げ（当初 3 年間）特別利子補給制度（実質無利子）も実施されています。

がんばる企業を応援します。

三重県信用保証協会

県内の商工会と連携し、事業を営むみなさまを全力でサポートします!!

小規模事業
資金

保証限度額 **2,500万円**

固定金利 **1.60% または 1.70%**

一般保証料より
信用保証料率が
優遇

低利な固定金利
で資産調達が
可能

本店 059-229-6021（代表） 四日市支店 059-353-9161（代表） <http://www.cgc-mie.or.jp/>